

生駒市立生駒南第二小学校 「いじめ防止基本方針」

はじめに（いじめに対する学校の方針）

本校では、いじめを児童の人権を損なう重大な問題と捉え、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、全ての教職員が共通理解をもち、学校教育全体を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に組織的に取り組みます。

そして、児童一人ひとりが「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない」という意識をもち、互いの違いを認め合い、相手を思いやり、安心して学校生活を送ることのできる力を育てます。

そのために、教職員自らがいじめを決して許さないという強い決意をもち、児童理解やいじめ問題への理解を深め、対応力の向上に努めます。また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に、全教職員が組織的に対応します。

「学び合い ちがいを力に ひらく未来」の学校教育目標のもと、子どもたちが互いの違いを認め合い、一人ひとりのよさを生かしながら、学び合い、支え合うことのできる学校づくりを進めます。

令和8年9月改定

いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（１）いじめの定義（文部科学省の定める以下の定義に基づくものとする。）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第二条」より

（２）いじめの認識

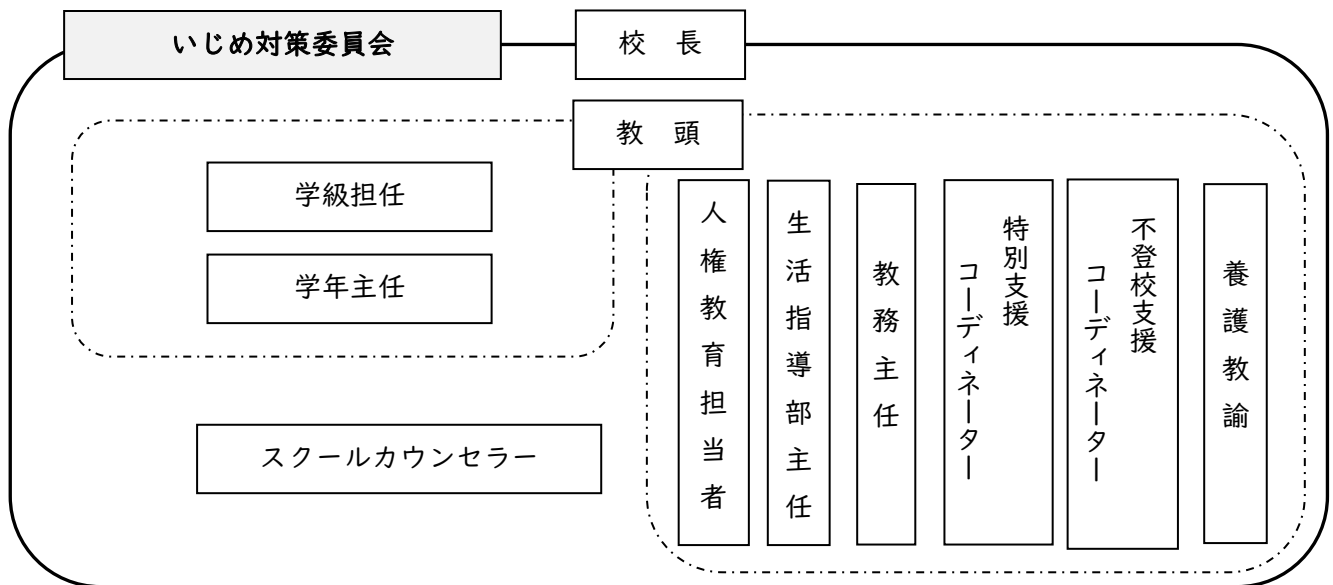
- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」「遊びの中の出来事」と安易に判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を以下に定める。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



いじめ対策委員会

校長・教頭・当該学級担任・学年主任・生活指導部主任・人権教育担当者・教務主任・特別支援コーディネーター・不登校支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー等

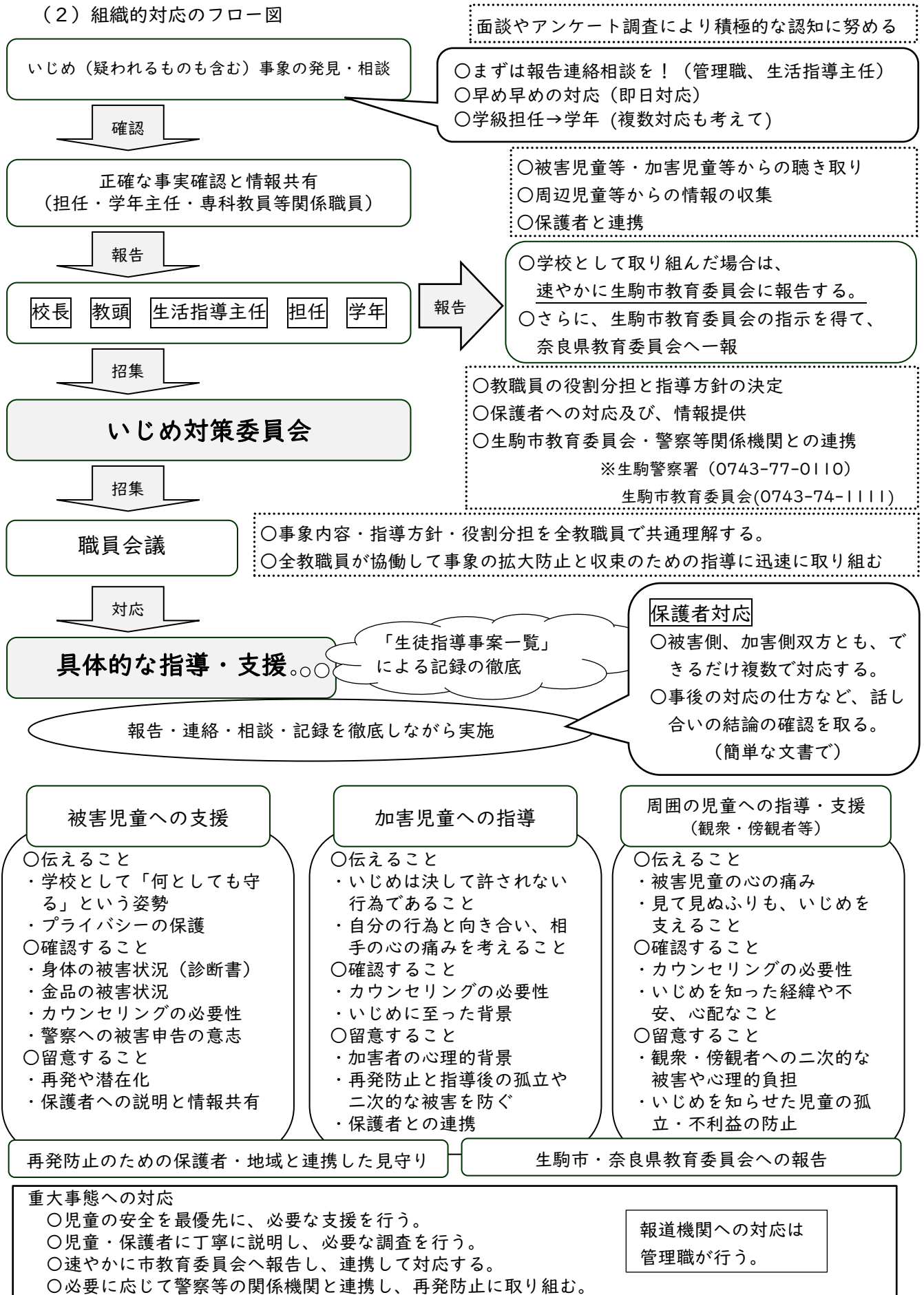
【いじめ対策委員会の役割】

- ①基本方針の策定・点検・見直し
- ②未然防止の企画・実施
- ③早期発見の取組
- ④情報の収集・共有・記録
- ⑤いじめの認知・事実確認
- ⑥被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童への指導・支援
- ⑦保護者との連携
- ⑧関係機関との連携
- ⑨重大事態への対応
- ⑩再発防止

いじめ問題に対する組織として、学級担任が問題解決に取り組むとともに、学年、生活指導部主任、教頭に報告相談する。問題の状況に応じて、いじめ対策委員会（教育相談員会）を立ち上げ、問題解決に当たる。

いじめ対策委員会（教育相談員会）は、教頭を中心として、当該学年、生活指導部主任、人権教育担当者、教務主任、特別支援コーディネーター、不登校支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーおよび、校長によって構成し、状況に応じて、専科の教員等も加わることとする。校長は、最終的にこれを統括する。また、弁護士、医師、警察官、教員経験者等、外部専門家の助言を得ながら対応する。

(2) 組織的対応のフロー図



(3) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を定める。

年間計画作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。
また、PDCAサイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行う。

○ いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議研修	校内いじめ対策委員会①	職員研修 子どもを見つめて	校内いじめ対策委員会② 人権公開授業 人権教育報告会	スクリーニング会議	職員研修 人権教育	
未然防止		縦割り活動 (たんぼぼタイム)	いじめ防止月間 縦割り活動 (たんぼぼタイム・ニ小タイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム・ニ小タイム)		縦割り活動 (ニ小タイム)
早期発見	家庭訪問	家庭訪問 児童いじめアンケート調査	こころと生活等に関するアンケート	個人懇談		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議研修	校内いじめ対策委員会③ ケース会議	職員研修 子どもを見つめて		職員研修 総括	校内いじめ対策委員会④ ・まとめ ・次年度計画	
未然防止	縦割り活動 (たんぼぼタイム) (運動会)	縦割り活動 (たんぼぼタイム・ニ小タイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム・ニ小タイム・ニ小フェスティバル)	縦割り活動 (たんぼぼタイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム)	
早期発見			個人懇談 児童アンケート		学校評価等 保護者アンケート	

いじめの問題への取組

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、未然防止が最も重要であり、いじめを生まない土壌づくりのため、児童への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境をつくること、その雰囲気が児童生徒に伝わるのが重要である。児童一人ひとりに応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重される集団づくりに取り組み、いじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。

○教職員が真摯に児童と向き合うことができる体制の構築

- ・校内研修の充実と教職員の指導力向上
- ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立（ケース会議等）
- ・教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の醸成

○認め合い支え合う集団づくり

- ・「居場所」づくりと「絆」づくり
- ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
- ・あいさつ運動など児童の自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- ・縦割り活動「たんぽぽタイム」「二小タイム」によるなかまづくり

○人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・多様性を認め合い、互いの違いを認め、尊重し合える集団づくりの推進
- ・道徳教育の充実
- ・人権教育の充実

○いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進

○デジタルシティズンシップ教育の充実

- ・情報モラル教育と情報リテラシー教育の推進
- ・家庭内におけるモラル教育やルールづくり等の啓発

○児童の様子への把握

- ・共感的児童理解
- ・子どもを見つめての研修等

○家庭・地域・関係機関との連携

- ・家庭への啓発と情報発信（学校だより、学年だより、学級通信、ホームページ、X）
- ・人権授業参観、懇談会、人権教育講演会
- ・人権教育研修部の取組（じんすい委員会）
- ・地域への情報発信（ホームページ、X）
- ・関係機関との連携（スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等を積極的に活用する）

（２）早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

○情報の収集

- ・教職員の“気付く力”と“カウンセリングマインド”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
- ・授業中の表情や児童との対話、友人関係の変化
- ・休み時間等の人目の付かない場所の把握
- ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 児童へのアンケート調査の実施
- ・保護者と情報を共有（連絡帳、家庭訪問等）
- ・地域や関係機関との連携（会議や日常的な交流等）

○相談体制の充実

- ・児童が相談しやすい環境
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
- ・いじめ相談窓口の設置（校内）
- ・いじめ相談窓口の周知（校外）

○情報の共有及び連携

- ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
- ・要配慮児童等の情報共有
- ・申し送り事項の確認と徹底 保管管理
- ・外部専門家との連携

（３）早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと指導を行った上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような指導及び支援を展開する。

○初期対応

- ① 被害児童の安全を確保する。
- ② 速やかに管理職及び関係教職員に報告する。
- ③ 関係する児童から事実を丁寧に確認する。
- ④ 周囲の児童から必要な情報を収集する。
- ⑤ 保護者に適切に説明し、連携する。
- ⑥ 学校いじめ対策組織で事実を共有し、対応方針を決定する。

○被害児童への支援

- ・「学校として必ず守る」という姿勢を明確に伝える。
- ・安心して学校生活を送ることができるよう環境を整える。

- ・必要に応じて、座席、活動場所、登下校等について配慮する。
- ・スクールカウンセラー等と連携する。
- ・保護者と継続的に情報を共有する。

○加害児童への指導・支援

- ・いじめは決して許されない行為であることを理解させる。
- ・行為に至った背景や心理的状況等を丁寧に把握する。
- ・自らの行為が相手に与えた影響について考えさせる。
- ・再びいじめを行わないための支援を行う。
- ・保護者と連携する。

○周囲の児童への指導・支援

- ・観衆や傍観者も、いじめを支える存在となり得ることを理解させる。
- ・いじめを見たとき、止める、知らせる、相談する等の行動について考えさせる。
- ・いじめに関わった児童が孤立しないよう配慮する。

(4) 解消の確認

以下の条件を満たし、3 か月間の経過観察を経た後、いじめ対策委員会において解消を判断する。

- ①行為の停止：いじめに係る行為（ネット含む）が止んでいること。
- ②苦痛の消失：被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。本人・保護者との面談で確認する。

(5) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず日常的に注意深く観察する。

重大事態への対応

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）により適切に対応する。

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、

- ・被害児童の安全確保を行う。
- ・速やかに生駒市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。
- ・なお、事態によっては、生駒市及び生駒市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- ・被害児童・保護者への丁寧な説明を行う。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする
- ・再発防止を行う。

その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、P D C A (Plan→Do→Check→Action) サイクルで見直し、実効性のある取組になるよう必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止に関する生駒市の取組や基本的な考え方については、以下をご覧ください。

▶ 生駒市いじめ防止基本方針（第4版）

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000029358.html>